

# 平成27年第5回霧島市農業委員会総会

平成27年 5月21日(木)

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

## 出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 5番委員、 6番委員、 7番委員、  
8番委員、 9番委員、 10番委員、 11番委員、 12番委員、 13番委員、 14番委員、  
16番委員、 17番委員、 18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、 22番委員、  
23番委員、 24番委員、 25番委員、 26番委員、 27番委員、 28番委員、 29番委員、  
30番委員、 31番委員、 32番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、 36番委員、  
37番委員

出席職員	事務局長	砂田良一	農地グループ長	堀ノ内敬久
	振興グループ長	内田大作	主査	宮原博和
	主査	若林優	主任主事	中吉哲平
	主任主事	有村大	主事	江藤俊志
	主査	藤岡勝史	主査	鎌田里子
	主任主事	深瀬和香子	主任主事	田上政明
	主任主事	笠井亜由美		

## 総会日程 「諸般の報告」「事務局報告」

- 1 「農地利用変更届」について
- 2 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転)(案)の意見決定」について
- 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 4 「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について
- 5 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について
- 6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 8 「あっせん申出」について

「開 会 午後 2時20分」

○砂田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。本日は15番委員より欠席届が提出されております。本日の出席委員は36名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第5回定例農業委員会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をいたします。事務局。

○ [事務局より議案書の訂正について報告]

○議長（会長）

それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。3番委員、4番委員をお願いいたします。議事に入る前に諸般の報告・事務局報告をいたします。

○砂田事務局長

それでは先月の総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[10件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項等解約通知報告です。利用権解約の賃借権通知報告11件、使用貸借権通知報告4件の計15件が提出されております。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告等が終わりました。それでは、議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

○議長（会長）

まず、議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が3件提出されましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査担当委員の報告をお願いします。国分の1番、19番委員。

○19番委員

1号1番を報告します。

申請地は川原小学校の東に位置しており、現況は畑である。申請地の北は田、南は荒地、東は田、西は田である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は現状のまま利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、16番委員。

○16番委員

1号2番を報告します。

申請地は朴木公民館の北東に位置しており、現況は畑である。申請地の北は山林、南は河川と山林、東は田の不耕作地、西は河川である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は現状のまま利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、4番委員。

○4番委員

1号3番を報告します。

申請地は市営大津団地の南に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は用水路と道路、南は雑種地、東は田、西は雑種地である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は黒土を2m盛土し、周囲は法面を土羽仕上げするものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員から報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届について」の届出は妥当であるという意見ですが、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農地利用変更届」を受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、利用権設定の賃借権80件、使用貸借権22件の計102件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定のうち68件は、再設定又は認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、新規の34件について調査担当委員の意見報告を求めます。また、横川の54番は議事参与の関係で別途審議いたします。では、利用権設定の国分の12番、34番委員。

○34番委員

2号12番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、17,633㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

16番、30番委員。

○30番委員

2号16番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、9,945㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

24、25、26、28番、13番委員。

○13番委員

2号24番を報告します。

借人は、現在、3,988㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

2号25番と26番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、現在、74, 131㎡のすべてについて耕作している。また、農業生産法人であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。借人からは4年程前に農地を10町ほど見つけて欲しいとの依頼があり、今回で10町になりました。私は有川原を担当していますが、不耕作地並びに果樹の跡地を1町ほど借りて頂き、今、有川原には1ヶ所も空きが無い状態になりました。以上です。

2号28番を報告します。

借人は、現在、8, 810㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

29番と30番、32番委員。

○32番委員

2号29番と30番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、58, 210㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

35番、5番委員。

○5番委員

2号35番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、19, 812㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

41番、10番委員。

○10番委員

2号41番を報告します。

借人は、現在、1,001㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

45番と46番、5番委員。

○2番委員

2号45番と46番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、17,235㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

47番と48番、18番委員。

○18番委員

2号47番と48番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、8,724㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

50番、7番委員。

○7番委員

2号50番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、17,327㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

55番、10番委員。

○10番委員

2号55番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、17,933㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

57番、32番委員。

○32番委員

2号57番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、2,152㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

58番と59番、9番委員。

○9番委員

2号58番と59番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、22,343㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

68番、17番委員。

○17番委員

2号68番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、9,761㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

69番、21番委員。

○21番委員

2号69番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、5, 192㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

71番、15番委員に代わり21番委員。

○21番委員

2号71番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、31, 164㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

72番と73番、20番委員。

○20番委員

2号72番と73番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、認定就農者であり、現在、1, 724㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

74番、5番委員。

○5番委員

2号74番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

76番と77番、31番委員。



○31番委員

2号76番と77番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、7,673㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

80、81、82、83、85番、4番委員。

○4番委員

2号80番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、16,000㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

2号81番から83番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、9,865㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

2号85番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおり耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

101番、24番委員。

○24番委員

2号101番を報告します。

借人は、曾於市の認定農業者であり、現在、143,738㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えている

ものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査担当委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の、利用権設定の横川の54番を除く新規33件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「挙手多数」

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定の横川の54番を除く新規33件は、承認することに決定いたしました。

次に横川の54番を審議いたしますので、10番委員は退席を願います。

○ 「10番委員退席」

○議長（会長）

これも事前に現地調査が行われておりますので、担当委員の意見報告を求めます。横川の54番を5番委員。

○5番委員

2号54番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、19,576㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査担当委員から意見報告がありました。質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の、利用権設定の横川の54番は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の、利用権設定の横川の54番は、承認することに決定いたしました。10番委員は着席して下さい。

○ 「10番委員入室」

#### △議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が所有権移転20件、賃借権2件の計22件が提出されましたので、審議を求めます。また、国分の5番は議事参与の関係で別途審議いたします。それでは議案書記載順に、調査担当委員の意見報告を求めます。国分の1番、3番委員。

○3番委員

3号1番を報告します。

申請地はJA東襲山支所の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,725㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、31番委員。

○31番委員

3号2番を報告します。

申請地は重久公民館の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,632㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

3番と4番、6番委員。

○6番委員

3号3番を報告します。

申請地は毛梨野公民館の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,072㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

3号4番を報告します。

申請地は毛梨野公民館の北東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,320㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、31番委員。

○31番委員

3号6番を報告します。

申請地は上之段丸尾公民館の南に位置しており、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,465㎡で下限面積

要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、16番委員。

○16番委員

3号7番を報告します。

申請地は朴木公民館の北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,211㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、7番委員。

○7番委員

3号8番を報告します。

申請地は竹子小学校の南に位置しており、現況は田である。申請地には\*\*\*\*さんが平成29年6月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,866㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。また、受人は高齢ではありますが、元気で頑張っておられ、娘婿も手伝うとの事です。以上です。

○議長（会長）

9、10、11番、27番委員。

○27番委員

3号9番を報告します。

申請地は協業組合始良中央車検センターの南に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は66,803㎡

で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

3号10番を報告します。

申請地は照明保育園の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は22,317㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

3号11番を報告します。

申請地は照明保育園の東に位置しており、現況は不耕作地と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は22,317㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

12番、5番委員。

○5番委員

3号12番を報告します。

申請地は茶屋公民館の北東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,221㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

13番、10番委員。

○10番委員

3号13番を報告します。

申請地は上小脇公民館の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,530㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

14番、20番委員。

○20番委員

3号14番を報告します。

申請地は犬飼の滝の北に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,659㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

15番と16番、1番委員。

○1番委員

3号15番と16番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

15番の申請地は霧島神宮の北西に位置しており、現況は田である。16番の申請地は川北自治公民館の南に位置しており、現況は田である。どちらも申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。借人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は53,664㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。借人は農業生産法人以外の法人であるが、取得後において農地等を適正に利用していない場合の契約解除条件が契約書に記載されており、かつ地域の他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる。また、業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事すると認められる。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項第2号に該当するが、同条第3項の例外規定のすべてを満たすため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

17番、28番委員。

○28番委員

3号17番を報告します。

申請地は小田東公民館の南西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,801㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

18番、4番委員。

○4番委員

3号18番を報告します。

申請地は宇都山公民館の北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,386㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

19、20、21番、2番委員。

○2番委員

3号19、20、21番を報告します。

受人が同人の為、まとめて報告します。

19、20、21番の申請地はすべて国師公民館の北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,181㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）



22番、11番委員。

○11番委員

3号22番を報告します。

申請地は福地地区体育館の南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,720㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、国分の5番を除いては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、国分の5番を除き、許可することに決定いたしました。

次に国分の5番を審議いたしますので、20番委員は退席を願います。

○ [20番委員退席]

○議長（会長）

これも事前に現地調査が行われておりますので、担当委員の意見報告を求めます。国分の5番を31番委員。

○31番委員

3号5番を報告します。

申請地は本戸小学校跡の北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は借りて耕作しているとの事です。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,132㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査担当委員から意見報告がありました。質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」の国分の5番は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」の国分の5番は、許可することに決定いたしました。20番委員は着席して下さい。

○ [20番委員入室]

△議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）

次に議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題とします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。今回は農振除外の3件と用途変更の5件の計8件が出されました。この件について現地調査が行われておりますので調査担当委員の説明をお願いします。農振除外、溝辺の1番、5番委員。

○5番委員

4号農振除外の1番を報告します。

申請地は丹生附公民館の北東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は道路、南は河川、東は道路、西は河川である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、3番委員。

○3番委員

4号2番を報告します。

申請地は市後柄自治公民館の南西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は畑と宅地、南は畑、東は山林、西は道路である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、31番委員。

○31番委員

4号3番を報告します。

申請地は桜島カントリーの東に位置しており、現況は荒地である。申請地の北は田、南は道路、東は道路、西は山林である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

用途変更、国分の1番と2番、3番委員。

○3番委員

4号用途変更の1番を報告します。

申請地は春山緑地公園の南東に位置しており、現況は雑種地である。申請地の北は畑、南は宅地、東は畑、西は畑である。用途区分変更目的は牛の運動場とバンカーサイロにするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

4号2番を報告します。

申請地は春山緑地公園の南東に位置しており、現況は雑種地である。申請地の北は道路、南は畑、東は畑、西は道路である。用途区分変更目的は農機具用物置及び作業所にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、4番委員。

○4番委員

4号3番を報告します。

申請地は切明公民館の北西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は畑、南は畑、東は畑、西は道路である。用途区分変更目的は農産物販売所にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、5番委員。

○5番委員

4号4番を報告します。

申請地は北園集落センターの南に位置しており、現況は宅地である。申請地の北は畑、南は山林、東は道路、西は畑である。用途区分変更目的は堆肥置場及び農機具装備品置場にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、31番委員。

○ 3 1 番委員

4号5番を報告します。

申請地は内場自治公民館の南に位置しており、現況は畑である。申請地の北は道路、南は山林、東は山林、西は牛舎である。用途区分変更目的は農業用施設用地にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員から説明がなされましたが、質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外の3件、用途変更の5件は、許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外の3件、用途変更の5件は、許可という意見を市長に答申することに決定しました。

△ 議案第5号 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について

次に、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく農地転用事業計画変更承認申請が3件提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について、現地調査が行われておりますので、調査担当委員の説明をお願いします。国分の1番、3番委員。

○ 3 番委員

5号1番を報告します。

申請地は弟子丸公民館の南東に位置しており、現況は雑種地である。申請地の東は宅地、西は山林、南は道路、北は雑種地である。転用目的は駐車場を建設するものである。農地区分は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。周囲に農地はないため特に問題ないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と

比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、2番委員。

○2番委員

5号2番を報告します。

申請地は上井保育園の北に位置しており、現況は雑種地である。申請地の東は山林、西は宅地、南は山林、北は里道である。転用目的は駐車場にするものである。農地区分は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。用排水については、隣接地に農地はないため、特に問題ないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、6番委員。

○6番委員

5号3番を報告します。

申請地は松山公民館の南東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の東は宅地と不耕作地、西は宅地、南は不耕作地、北は道路である。転用目的は貸家及び駐車場を建設するものである。農地区分は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。家庭用排水は浄化槽を通じて側溝に流すため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員から説明がなされましたが、質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、事業計画変更はやむを得ないという意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定しました。

△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が8件提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について、現地調査が行われておりますので、調査担当委員の説明をお願いします。国分の1番、2番委員。

○2番委員

6号1番について報告します。

申請地は上井保育園の北に位置し、現況は雑種地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については造成済の為不要。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は501㎡であり、駐車場14台分に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は宅地、南は山林、北は里道である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、23番委員。

○23番委員

6号2番を報告します。

申請地は有下公民館の北西に位置し、現況は雑種地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場にするものであり、既に一部申請のとおり用途に利用されている。計画面積は884㎡であり、貸駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は水路、南は道路、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、4番委員。

○4番委員

6号3番を報告します。

申請地は横頭公民館の東に位置し、現況は宅地である。なお、平成14年頃、農業用倉庫にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は農業用倉庫を建設するものであり、既に申請のと通りの用途に利用されている。計画面積は549㎡であり、農業用倉庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は道路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、10番委員。

○10番委員

6号4番を報告します。

申請地は柿木自治公民館の南に位置し、現況は山林である。なお、平成27年3月頃、山林にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済みの為不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、既に申請のと通りの用途に利用されている。計画面積は1,660㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は山林と一部茶畑、南は茶畑と一部道路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、22番委員。

○22番委員

6号5番を報告します。

申請地は小原公民館の西に位置し、現況は山林である。なお、平成27年2月頃、山林にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済みの為不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、既に申請のと通りの用途に利用されている。計画面積は1,300㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は樹園地、西は畑、南は山林、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。



○議長（会長）

6番、17番委員。

○17番委員

6号6番を報告します。

申請地は持松自治公民館の西に位置し、現況は畑と一部不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は3,245㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地、上中津川713-13の東は道路、西は山林、南は道路、北は畑であり、持松223-1の東は山林、西は畑、南は畑、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、21番委員。

○21番委員

6号7番を報告します。

申請地は万膳4区公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,060㎡であり、申請地に杉300本を植林するもので、相当な面積があると思われる。申請地の東は空家と宅地、西は山林、南は水路及び山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、24番委員。

○24番委員

6号8番を報告します。

申請地は福地自治公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,053㎡であり、申請地に杉620本を植林するためには相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は山林、北は山林及び一部不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、やむを得ないということで許可という意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可するというように決定します。つきましては、26日開催の県農業会議に諮問いたします。

「休憩 午後 3時50分」

「再開 午後 4時00分」

#### △ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が25件出されましたので、審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査担当委員の報告を求めます。国分の1番、3番委員。

○3番委員

7号1番について報告します。

申請地は牧内公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は倉庫・飼料置場及び放牧場を建設するものであり、計画性も妥当で

あるため実現は確実と思われる。計画面積は4, 191㎡であり、倉庫・飼料置場及び放牧場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は山林、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番と3番、6番委員。

○6番委員

7号2番について報告します。

申請地は国分中学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は9.19㎡であり、また、隣接地の宅地304.09㎡を一体利用するもので、全体計画面積は313.28㎡である。宅地拡張するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は道路、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号3番について報告します。

申請地は小畑公民館の西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成18年頃、造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は資材置場及び駐車場にするものであり、既に申請のとおり用途に利用されている。計画面積は137㎡であり、資材置場及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は不耕作地、南は宅地、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、19番委員。

○19番委員

7号4番について報告します。

申請地は川原小学校の西に位置し、現況は山林である。なお、年月日は不詳ですが、植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済みの為不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、既に申請のとおり用途に利用されている。計画面積は2,777㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は田、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないもの

と思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、6番委員。

○6番委員

7号5番について報告します。

申請地は唐仁町公民館の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,369㎡であり、建売住宅5棟を建築するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は水路、南は水路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、12番委員。

○12番委員

7号6番について報告します。

申請地は向花公民館の北西に位置し、現況は雑種地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は99㎡であり、また、隣接地の225.56㎡を一体利用するもので、全体計画面積は314.56㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7、8、9番、6番委員。

○6番委員

7号7番について報告します。

申請地は国分児童体育館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は225㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡

であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号8番について報告します。

申請地は敷根公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は240㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は申請地の残地、西は宅地、南は道路、北は申請地の残地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号9番について報告します。

申請地は国分南小学校の南東に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は523㎡であり、建売住宅を建築し利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は道路、南は田、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、30番委員。

○30番委員

7号10番について報告します。

申請地は下井保育園の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、申請地から300m以内に高速インターチェンジ出入口が存するため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は車置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は275㎡であり、車11台分の車両置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は道路、南は道路、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番と12番、5番委員。

○5番委員

7号11番について報告します。

申請地は山ヶ野グランドゴルフ場の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は186㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は不耕作地、西は山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号12番について報告します。

申請地は消防団小城地区拠点施設の北に位置し、現況は山林である。なお、平成22年2月頃、植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については植林済みの為不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、既に申請のとおり用途に利用されている。計画面積は45㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は道路、西は山林、南は山林、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

13番と14番、10番委員。

○10番委員

7号13番について報告します。

申請地の田は岡村自治公民館の南、畑は岡村自治公民館の北に位置し、現況は果樹畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,215㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の畑の東は山林、西は道路、南は道路、北は山林、田の東は河川、西は河川、南は河川、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号14番について報告します。

申請地は安良小学校の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,876㎡であり、申請地にクヌギ375本を植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は山林、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ

る。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

15番、5番委員。

○5番委員

7号15番について報告します。

申請地は牧園10区自治公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,075㎡であり、駐車場20台分に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は雑種地、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

16番、3番委員。

○3番委員

7号16番について報告します。

申請地は豊後迫公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明・融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は625㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は畑、南は山林、北は道路と宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

17番、4番委員。

○4番委員

7号17番について報告します。

申請地は隼人ひまわり幼稚園の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明・融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,516㎡であり、建売住宅7棟を建築するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は田、南は水路、

北は宅地と道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

18番、6番委員。

○6番委員

7号18番について報告します。

申請地は松山公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸家及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は500㎡であり、貸家及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地と不耕作地、西は宅地、南は不耕作地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

19、20、21、22番、2番委員。

○2番委員

7号19番について報告します。

申請地は霧島市南部し尿処理場の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は509㎡であり、駐車場17台分に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑の不耕作地、西は道路、南は宅地、北は水路と道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号20番について報告します。

申請地は市営新川団地の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は486㎡であり、宅地分譲2区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため



支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号21番について報告します。

申請地は川尻公園の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は244㎡であり、また、隣接地の宅地276.36㎡を一体利用するもので、全体計画面積は520.36㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は田、西は受人の宅地、南は田、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号22番について報告します。

申請地は川尻公園の北東に位置し、現況は雑種地である。なお、昭和62年に5条許可後未実施であったという経緯書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は361㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

23番、31番委員。

○31番委員

7号23番について報告します。

申請地は福山高校の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は945㎡であり、太陽光パネル192枚を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地と畑、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

24番、2番委員。

○2番委員

7号24番について報告します。

申請地は谷公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は927㎡であり、太陽光パネル192枚を設置するには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は道路、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

25番、31番委員。

○31番委員

7号25番について報告します。

申請地は福山高校の南東に位置し、現況は雑種地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は312㎡であり、また、隣接地の山林及び道路を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は1,156㎡である。駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見ですが、これについて、賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。つきましては26日開催の県農業会議に諮問いたします。

#### △ 議案第8号 「あっせん申出」について

○議長（会長）

次に議案第8号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施要領規定によるあっせん申出が、売渡希望2件、借付希望4件、借受希望1件の計7件が提出されましたので審議を求めます。調査担当委員の現地調査報告をお願いします。貸付希望、溝辺の1番、32番委員。

○32番委員

8号貸付希望の1番を報告します。

現地はほ場整備地区で、きれいに耕運されておりますので、面積は少し小さいですが、あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

溝辺の2番と3番、27番委員。

○27番委員

8号2番と3番を報告します。

2番と3番は同じ所に農地があり、2筆は隣り合わせで、合わせれば2反以上になります。基盤整備もされおり、畑かんもあり優良農地ですので、あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

売渡希望、溝辺の4番、36番委員。

○36番委員

8号売渡希望の4番を報告します。

買受が厳しい状況ではありますが、優良農地でありますし、まとまった土地ですのであっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

貸付希望、隼人の5番は私が説明します。

8号貸付希望の5番を報告します。

基盤整備はしてあり、現在公募をしておりますが、田はやや湿田ということで、中々担い手のいない

集落でもありますので、耕作者を見つけるのは難しいと思われませんが、あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

売渡希望、隼人の6番、4番委員。

○4番委員

8号売渡希望、6番を報告します。

ほ場整備もされておらず、値段等難しい状況とは思われますが、努力します。以上です。

○議長（会長）

借受希望、隼人の1番は私が説明します。

8号借受希望の1番を報告します。

申請人は40代の方ですが、がんばって路地野菜等を作っておられます。限られた地域を希望されていますが、あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案8号「あっせん申し出について」の売渡希望2件、借付希望4件、借受希望1件につきましては、あっせんを行なうことに賛成の方は挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第8号は売渡希望2件、借付希望4件、借受希望1件のあっせんを行うことに決定いたしました。

それでは、あっせん委員を指名いたします。貸付希望、溝辺の1番を32番委員と7番委員に、借付希望、溝辺の2番を27番委員と13番委員に、売渡希望、溝辺の3番を27番委員と13番委員に、売渡希望、溝辺の4番を36番委員と29番委員に、貸付希望、隼人の5番を37番委員と14番委員に、売渡希望、隼人の6番を4番委員と37番委員に、借受希望、隼人の1番を37番委員と4番委員に。以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

以上で平成27年5月定例委員会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありませんか。

○ 「なし」との声あり

これで平成27年第5回定例農業委員会を閉会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。本日はこれにて散会いたします。

「閉 会 午後 4時40分」

番

---

番

---

番

---